

令和7年
6月15日発行
第58号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式及び太田市農業後継者報奨式が、2月4日太田市役所で行われました。農業者の模範となる業績が認められ、次の通り表彰されました。



優良農業者表彰者

個人

柳田	皓治さん(東今泉町)	マンゴー
柳	博雄さん(成塚町)	肉用牛
宮下	博夫さん(武蔵島町)	ヤマトイモ
増田	克年さん(武蔵島町)	ヤマトイモ
松島	正人さん(新田村田町)	肉用牛
植木	恵司さん(藪塚町)	稲作
遠坂	和仁さん(藪塚町)	酪農

団体

Gレタス組合

農業後継者報奨者

栗原	知久さん(岩松町)	ほうれん草他
小林	賢三さん(六千石町)	ほうれん草
齋藤	英隆さん(六千石町)	スイカ他
齋藤	峻也さん(六千石町)	スイカ他
松本	直久さん(大原町)	スイカ他



若いうちから! 女性にも! 節税対策にも!

農業者年金に加入しましょう!

- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

- 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事 60歳未満

※60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金の任意加入被保険者も加入可能です。

- 農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- 積立・確定拠出型年金です。(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円~6万7000円の範囲でいつでも見直しができます。(1000円単位)
※35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円からでも加入できます。(上限6万7000円)
- 終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を!

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。



現況届が届く時期は...

現況届の用紙は、5月末日ごろに直接受給者ご本人宛てに送付しました。

現況届の提出時期は...

現況届は、6月中(土・日曜日を除く)に農業委員会に必ず提出してください。

現況届の提出を忘れると...

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください

- 1 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- 2 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員または株主となっていない。
- 3 経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。
もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがありますので、事前に農業委員会にお問い合わせください。

太田市農地賃借料情報



令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下の通りです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。

田の部

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,600	17,700	1,000	432
尾島地区	4,000	10,000	2,700	10
新田地区	5,700	17,700	2,000	256
藪塚地区	7,700	8,800	5,000	7
(参考)市全体平均	6,900	—	—	705

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また、各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

畑の部

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	7,900	20,000	1,000	55
尾島地区	6,100	10,000	3,000	154
新田地区	11,600	54,700	1,000	199
藪塚地区	14,000	56,000	1,000	96
(参考)市全体平均	10,000	—	—	504

令和7年度 太田市農作業参考料金表

作 業 名		単位	税込単価(円)
トラクター	水田耕起	10a	7,070
	畑耕起	10a	7,070
	深耕ロータリー	10a	18,920
	プラウ	10a	6,160
水稲作業	代かき	10a	7,560
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)	1m	54
	耕起から代かき		10a 14,070
	育苗(うるち)	出芽	1箱 447
		硬化	1箱 800
	田植え	普通植	10a 8,940
		施肥付	10a 10,580
	コンバイン		10a 19,580
	乾燥		60kg 1,440
	粃すり		60kg 990
	稲刈りから乾燥調製		10a 37,510
	薬剤散布		10a 2,420
麦作業	施肥・播種		10a 4,420
	ロータリーシーダー播種		10a 10,340
	麦ふみ(鎮圧)		10a 2,310
	コンバイン		10a 19,580
	乾燥		60kg 1,320
	薬剤散布		10a 2,420
その他の作業	米・麦運搬		10a 2,200
	臨時雇賃金	一般作業	8時間 8,800
		軽作業	1時間 1,100

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。

※軽作業料金は近隣市町の平均を明示し、群馬県最低賃金を下回らないようにしています。

令和6年度

農地パトロール(利用状況調査)結果

市内全域の農地を対象に調査を実施しました。遊休農地の面積は下表の通りです。

田	畑	合 計
58.2ha	33.9ha	92.1ha

農地の貸し借りが農地中間管理機構を通した契約に一本化されました

今まで農業委員会を通して行っていた農業経営基盤強化促進法にかかる利用権設定促進事業(いわゆる利用権設定)は廃止となり、今後は農地中間管理機構(公益財団法人 群馬県農業公社)を通した貸し借りのみとなります。

※農業委員会で行う農地法3条の貸し借りは引き続きご利用できます。

農地中間管理事業を活用した場合のメリット

貸し手のメリット	借り手のメリット
● 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる ● 貸した農地は、貸付期間終了後、返却されるので安心 ● 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる場合がある	● まとまった農地を長期間、安定的に借受できる ● 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる ● 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる

契約の始期は、5月20日と10月20日の年2回です

現在受付中の申請書は令和7年10月20日(月)が契約始期となります。

申請書提出期限 令和7年7月31日(木)

※期限を過ぎた場合は、令和8年5月20日の契約始期となります。

※申請書は、農業政策課にあります。

提出場所 農業政策課(農業委員会事務局では受け付けません)

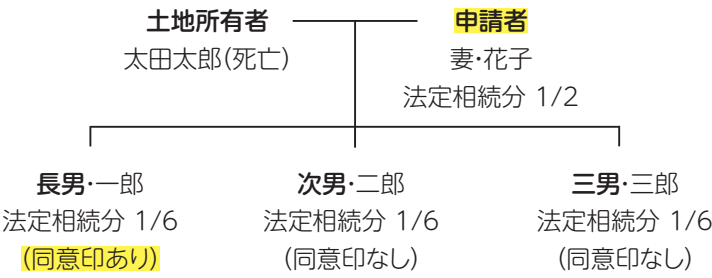
注意事項

- 受け手が決まっていない場合や、契約条件等が調整できていない場合は、受付ができません。
- 相続未登記農地の場合、申請人との相続関係が分かる書類(相続関係図等)や相続人の過半数の同意(法定相続分の合計値が過半数を超える相続人の同意)が必要です。

詳しくは、農業政策課(☎ 0276-20-9714)までお問い合わせください。

相続関係図記載例

太田太郎氏に係る相続関係図



上記事例の場合、法定相続分の合計値が
花子分(1/2) + 一郎分(1/6)=2/3 過半数の同意となり、貸し借りが可能です。